

令和元年 11 月（令和元年度第 8 回）  
肝 付 町 農 業 委 員 会 定 例 総 会

1. 日 時 令和元年 11 月 22 日(金曜日) 午前 10 時 00 分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15 名) 12 番欠番

委 員	1 番	坂 口 利 邦
委 員	2 番	内 倉 孝 子
委 員	3 番	富 永 浩 二
委 員	4 番	白 田 利 秋
委 員	5 番	中 嶋 睦 巳
委 員	6 番	中 村 重 治
委 員	7 番	上 岡 ヒトミ
委 員	8 番	永 野 易 美
委 員	9 番	大 窪 輝 則
委 員	10 番	藤 井 勇 次
委 員	11 番	福 田 智 浩
委 員	13 番	冷 水 正 行
委 員	14 番	吉 永 良 行
委 員	15 番	福 園 幸 雄
会 長	16 番	鶴 岡 和 喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 10 番 藤 井 勇 次 11 番 福 田 智 浩

6. 議 題 議案第 29 号 農地法第 3 条許可申請の件について  
議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請の件について  
議案第 31 号 農業振興地域整備計画変更の件  
議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 16 名出席

11. — 閉会 —

## 第 8 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第 8 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の農業委員の出席は、15 名中 15 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は最適化推進委員の皆様にも出席を依頼し、全員が出席です。</p> <p>総会終了後に各地域での最適化推進活動の情報交換会と、また、昨年から発生が拡大しているサツマイモの基腐病の状況と人・農地プランの実質化に向けての取り組みについて、担当課の農業振興課より説明がありますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、10 番の藤井勇次委員と 11 番の福田智浩委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 29 号から議案第 32 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 29 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 29 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 6 件です。全て所有権移転で、贈与が 1 件と売買が 5 件になります。</p> <p>贈与の 1 件は、田が 8 筆で 3,507 平方メートルです。売買の 5 件の内訳は、田が 4 筆で 3,434 平方メートル、畑が 5 筆で 12,598 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から農地適格法人の株式会社 〇〇への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、田が 8 筆計で 3,507 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆で 4,169 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、田が 2 筆で 2,436 平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号 4 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、田が 2 筆で 998 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆で 386 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、畑が 3 筆で 8,043 平方メートルです。</p> <p>以上、6 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1 番から 6 番まで 6 件の申請です。お目通し下さい。</p>
議 長	<p>それでは、6 件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 29 号農地法第 3 条許可申請の 6 件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-24」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-24」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号 〇〇 〇号、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町新富〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 416 平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであり、手狭になったため、申請地に持ち家を建築し永住したいということで、申請が出ております。農地の区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇から〇〇振興会へ約 350 メートル進んだところを左折し、さらに約 100 メートル進んだところを右折して、30 メートル進んだところの左手に申請地があります。配置図については、奥に居宅を建てて、手前に駐車スペースを設け、浄化槽の排水は南側の町道側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-24」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>「5-1-24」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>11 月 20 日に白田委員、私、そして事務局 2 名、申請人立ち会いで調査しました。周囲は既に宅地になっており境界はブロックで囲まれている状況です。浄化槽等の排水は南側の道路側溝に流すということで、何ら問題は無いかと思われまます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-24」について、只今現地調査の報告が</p>

議 長	<p>ありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-24」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。 つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-25」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-25」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町新富〇〇〇番〇、株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が、〇〇府〇〇市〇〇 〇番 〇-〇〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 583 平方メートルです。</p> <p>転用目的が貸家、駐車場、通路で、申請地を購入し、貸家を建築したいということで申請が出ております。農地の区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇振興会方面へ向かうと〇〇の交差点がありますが、そこを左折し、約 500 メートル進んだところを右折して、さらに約 300 メートル進んだところの右手に申請地があります。配置図については、奥に貸家を建てて、手前に駐車場を設け、周りに土砂等が流れ出ないようにブロックで囲み、浄化槽の排水は東側の排水路に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-25」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>「5-1-25」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>11 月 20 日に、私、上岡委員、事務局 2 名、申請代理人の立ち会いで調査しました。いま事務局から説明がありましたとおり、〇〇振興会の南側の端の道路に面した一角になります。見取り図を見て頂くと分かりますが、L 方になっている南側の角のところから西側に、3 軒連続宅地になっています。そして東側に水路と書いてありますが、これが畑からの大排水路になっていまして、1.5 メートルぐらいの大きな排水路が入っております。その右側に農地が面しているところですが、あとの農地については家庭菜園があるというだけで、住宅の中にあるということで、雨水等の問題とかは無いかと思われました。皆様のご審議をよろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-25」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-25」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-26」について、事務局が説明いたします。</p>

事務局	<p>議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-26」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町新富〇〇〇番、〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、田が 2 筆計で 1,317 平方メートルです。</p> <p>転用目的が宅地分譲、通路で、申請地周辺は宅地化が進み、住宅の需要が多い場所である。2 筆を一体で造成し、3 区画の住宅建設用地として販売したいということで申請が出ております。農地の区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇神社から〇〇振興会へ約 500 メートル進んだところを左折し、さらに約 200 メートル進んだところ左手に申請地があります。配置図については、通路部分を含め 3 区画に分譲し販売したいということで、土砂等が流れないように周囲をブロックで囲むように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-26」の申請につきましても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>「5-1-26」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>11 月 20 日に白田委員、私、そして事務局 2 名、〇〇さん立ち会いで調査しました。申請地の周囲はブロックで囲み、盛土を 70 センチほど道路の高さまでされるということです。排水は北側の奥に排水路がありますのでそちらに流すということです。南側の農地の境にも土砂が流れないようにブロックを積むということで、問題は無いかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-26」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-26」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、5 ページをお開きください。</p> <p>議案第 31 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-4」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 31 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-4」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町南方〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町南方字〇〇 〇〇〇番、田で 1,486 平方メートルとなっています。用途につきましては、貸駐車場にしたいということで、会社の資材置場が不足していることから、申請地を会社の資材置場として整備し、貸し出したいということで申請が出ております。農地の区分は用途区分変更後が、第 1 種農地の集落接続施設に該当致します。</p> <p>場所につきましては、国見トンネルを抜けて内之浦の市街地へ向かいますと、〇〇がありますが、そこを右折し約 500 メートル進んだところの右手に申請地が</p>

事務局	<p>あります。配置図については、申請地に廃材・土砂・砕石を置くスペースを確保し、隣接地に土砂等が流れ出ないように周りに擁壁を積むように計画されています。この案件につきましては、調査日が令和元年10月23日になっていますが、図面を見て頂きますと、申請地の隣に〇〇〇-〇があります。ここが先月の10月総会で4条申請があり貸駐車場で出た申請であります。先月、今回の農振除外の申請地も、5条申請で出される予定でありましたが、この〇〇〇番が農業振興地域の農用地になっているということで、まず農振除外が必要になったことが分かりましたので、先月一旦取り下げをして頂きまして、今回、農振除外の申請を出して頂いたところでもあります。そのようなことで、10月23日に4条申請の現地調査と同時に、担当地区の委員に現地を調査頂きましたので、当時の現地調査日を入れてあります。今回の現地調査には含めておりません。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします</p>
議 長	<p>はい、「変-1-4」については、事務局が説明しましたように、10月23日に2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。      はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>13番、冷水です。「変-1-4」の現地調査の報告をいたします。只今、事務局より説明がありましたとおり、先月の議案第26号「4-1-4」で4条申請がありましたが、この隣接地であります。申請人は建設業を営まれておまして、変更理由のとおり、資材置場が不足しているということで、現在の事務所の隣接地を資材置場として利用したいということであります。場所の状況につきましては、東側が道路で、西側が水路、南側が自己所有の先月申請中の駐車場予定地、北側は田ですが、土砂の流失等がないように擁壁を積むということでありますので、許可しても何ら支障は無いかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-1-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第31号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-4」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年11月分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の11月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転です。内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が2件の5筆で、7,934平方メートル、畑はありません。詳細は次ページに掲載してありますが、先月のあっせん申込の分が成立したもので、いずれも認定農業者に売買が成立したものです。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定ですが、内之浦地区は新規設定が、田が1件の1筆で1,002平方メートル、畑はありません。再設定は田が13件の20筆で17,266</p>

事務局	<p>平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が1件の3筆で1,565平方メートル、畑が1件の2筆で2,909平方メートル、再設定は、田が9件の13筆で27,904平方メートル、畑が2件の10筆で11,029平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が23件の37筆で47,737平方メートル、畑が3件の12筆で13,938平方メートルでした。詳細につきましては、8ページに内之浦地区、9ページに高山地区が掲載してございます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは所有権移転の案件から審議します。今月は所有権移転が2件あります。2件ともあっせんが成立したものであります。先ずはお目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、1番の所有権移転の2件については、許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、利用権設定に入ります。</p> <p>内之浦地区14件、高山地区12件あります。お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、まずは内之浦地区の14件の申請分から審議したいと思います。委員関係の分がありますが、再設定の案件でありますので、退席の必要はありません。14件の申請について、異議、意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の14件の申請分につきましては提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の12件の申請分に移ります。再度お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは高山地区の12件の案件について審議します。異議意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>異議なしということですので、高山地区の12件の申請分につきましては提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1番から3番まであります。10ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1番の農地利利用集積計画の解約通知の件について、9件あります。お目通しをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、この件についてご意見等はありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>なしとのことですので、農地利利用集積計画の解約通知の9件の確認を終わらせて、つづきまして、11ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申</p>

議 長	<p>し出が7件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。 先ずは「あ-1-24」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-24」について説明いたします。 申出人が肝付町後田〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番、地目・面積は、田が1筆、973平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望です。 希望価格については周辺相場で、貸付期間は3年となっています。 場所につきましては、〇〇から北へ200メートルほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あ-1-24」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と中村委員をお願いいたします。 つづきまして、「あ-1-25」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-25」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇 〇〇〇番、畑で2,154平方メートルです。 あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっております。 場所につきましては、〇〇橋近くに〇〇の牛舎がございますが、ここに隣接した所になります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あ-1-25」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員をお願いいたします。 つづきまして、「あ-1-26」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-26」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇町〇-〇 〇〇ビル〇〇、〇〇〇〇・〇〇管財人 〇〇〇〇さんで、申出希望地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇外14筆、田が9筆計で5,885平方メートル、畑が6筆計で7,153平方メートルです。 あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっております。 場所につきましては、見取り図のとおり、〇〇、〇〇、〇〇地区となっております。詳細については事務局でご確認頂ければと思います。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-26」のあっせん委員につきまして、場所が3地区に分かれていますので、地区ごとに委員を決めさせていただきます。〇〇地区を内倉委員と坂口委員に、〇〇地区を白田委員と中嶋委員に、〇〇地区を永野委員と中村委員に、それぞれお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。 つづきまして、13ページをお開きください。 つぎに「あ-1-27」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-27」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,000平方メートルです。 あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっております。 場所につきましては、〇〇から〇〇を北へ700メートルほど行った左側になり</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-27」のあっせん委員に、富永委員と白田委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして「あ-1-28」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-28」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇-〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町内之浦地区で霜が降りにくいところの畑で、1反~3反ほど借受希望であります。</p> <p>希望価格は10アール当たり10,000円で、希望期間については3年からとなっております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>これは何を作られるのですか。</p>
事務局	<p>コーヒー豆を作っている方の方のようです。</p>
事務局	<p>霜が降りにくいところということで、コーヒー豆の木を栽培したいということであるようですが、内之浦地区の海岸地帯ですかね、岸良も含めてですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、それでは岸良も含めてということですので、内之浦地区の全員にあっせん委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、14ページをお開きください。</p> <p>つぎに「あ-1-29」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-29」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で2,320平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は10アール当たり200,000円となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇から南へ150メートル、ここから東へ100メートルの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-29」のあっせん委員に、中嶋委員と富永委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-30」で受け付けた分が、取り下げになったということですので、「あ-1-31」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-31」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆計で2,988平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格は10アール当たり10,000円、期間が5年からとなっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇から北に50メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-31」のあっせん委員に、中嶋委員と富永委員の方でお願いい</p>

議 長	<p>たします。</p> <p>以上で、あっせん申出に係る 7 件のあっせん委員が決まりましたが、この件について何かありませんか。 はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>13 ページの「あー1-28」、〇〇市の方の件ですが、漠然と霜の降りにくいところということですが、約 1 反から 3 反の畑ということになりますと、地形とか、霜は降りなくても内之浦も雪が降ることもあるわけですが、ある程度本人が現場を見て、この辺なら良いとか希望でもあればですが、漠然と〇〇の方が、霜の降りないところを見つけてほしいと言われても、ちょっと当りにくいですね。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>
事務局	<p>申込に来られた時に言われたのが、まず第 1 希望としましては北方地区方面で、そういうところがないかというようなことでした。本人は最初、〇〇市〇〇町の方の土地を借りて、コーヒー豆の木を植える予定だったそうですが、霜が結構強いということで、内之浦の津代半島のコアラのユーカリ園が借りているところの地主の方が知り合いみたいで、その方が内之浦の方だったら、霜とかあまり考えなくても良いということで、このあっせん申込に来られたところでした。本人としてはコーヒー豆ということで、土壌分析もしないと植えられるかどうかわからないということですので、内之浦地区の委員の方で、この辺でどうかというような目安を付けて頂き、連絡を取っていただければ、本人が来られて現場も見た上で確認をしたいということでしたので、取りあえずは周辺で見つけてくれないかということでありました。よろしくお願いします。</p>
冷水委員	<p>第 1 希望の北方地区は、内之浦地区でも一番霜が出やすいのですが、北方より南方が霜は弱い、南方より岸良が霜は弱いというようなことですよ、サルの被害とかは受けないのですかね、鳥獣被害は。</p>
事務局	<p>そこまでは言われなかったですが、その辺は会われたときに確認をして頂ければと思います。</p>
冷水委員	<p>その方が、直接来たいということであれば、内之浦地区の誰かの委員が具体的に確認したいと思います。</p>
議 長	<p>はい、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【はいとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、以上であっせん申出に係る 7 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、15 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>はい、それではあっせん申出に係る整理について、15 ページから 17 ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望分の未成立分の積み残しをそれぞれ載せております。11 月は新規のあっせん申出が 7 件で、只今あっせん委員を決めて頂いたところです。成立したものについては随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、あっせん委員になっている方で気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。</p>

議 長	あっせんの積み残し分で、ご意見はありませんか。 はい、白田委員。
白田委員	17 ページ、借受希望の 30 年度分の 66 番ですが、先月ハウスの増設をされましたので、取り下げても良いということでしたのでそのようにお願いします。
議 長	はいそれでは、17 ページ、借受希望の 30 年度分の 66 番については、取り下げということで、消してください。他にございませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	16 ページ、貸付希望の、今年度申込の 4 番ですが、借り手がまだ見つかっていませんが、申込人の方から畑の除草をし、きれいにしてあるということで連絡を受けましたので、規模拡大希望の担い手農家の方に心当たりがある場合はよろしくお願いします。
議 長	はい、他にご意見はございませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですが、あっせんの未成立分がまだ多くあります。あっせん委員の方は、活動を引き続きお願いいたします。つづきまして、その他に移ります。 18 ページをお開きください。 事務局から賃借料情報の関係で連絡があります。説明をお願いします。
事務局	それでは肝付町賃借料情報について、説明いたします。 例年農業委員会だよりを 1 月に発行しておりますが、その時に住民の方に公表する賃借料の情報です。平成 30 年 1 月から 12 月までに締結された貸貸借における契約分の結果をまとめまして、田・畑それぞれの最高額・最低額、平均額を算出して公表させていただいているところです。 今回もそのようなことで、18 ページにあります資料のとおり賃借料の状況について、農業委員会だよりに掲載していきたいと思いますが、よろしいかご協議頂ければと思いますのでよろしくお願いします。以上、説明を終わります。
議 長	只今、本町の賃借料の状況について事務局より説明しましたが、この件について質問はございませんか。
	【なしという声あり】
議 長	無いようですので、資料のとおりで賃借料情報を出していきたいと思います。他にその他ありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	それでは無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、12 月 19 日(木曜日)に予定していますのでよろしく願いいたします。 それでは以上で、11 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 10 時 55 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年 11 月 22 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 藤井 勇次

委 員 福田 智浩